

社会福祉法人 丸 紅 基 金 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉に関する団体及び個人の活動に対し援助し、もってわが国の福祉厚生の上に資するとともに併せて学術研究、文化活動、教育事業などを助成することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する事業に対する助成
- (2) 社会福祉向上のための活動に従事する団体及び個人に対する助成
- (3) 学術研究、文化活動、教育事業に対する助成
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人丸紅基金という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供す福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都千代田区大手町一丁目4番2号に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は任意により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが出来る。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上7名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長とし、副理事長のうち1名を社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会における理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

専決の上執行する。理事長専決事項は別途定める。

3 理事長ならびに業務執行理事である副理事長は、毎年度5月と10月の定時理事会において、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事長、副理事長の任期は理事として在任する期間とする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事は無報酬とする。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会における決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

投資有価証券 13億5千1百7拾万円

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保にしようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書、事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書、事業活動計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理基準により処理する。

第 7 章 解 散

(解散)

第35条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第37条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、厚生労働大臣の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 9 章 選 考 委 員 会

(選考委員会及び委員)

第38条 第1条に掲げる助成の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

4 前2項の委員には、この法人の役員が2名を超えて含まれることになってはならない。

(連絡協議)

第39条 助成を決定するに際して、この法人は厚生労働大臣に連絡協議するものとする。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人 丸紅基金のホームページ上に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の設立後、遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	檜 山 廣
副 理 事 長	守 弘 寛
〃	石 井 清 兵 衛
理 事	池 田 松 次 郎
〃	伊 藤 宏
〃	桜 井 武
〃	小 島 正 興
監 事	千 野 恵 教
〃	大 村 孝 永